

条例第 58 号

宇和島市農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 22 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例

宇和島市農業委員会の委員の定数条例（平成29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(定数) 第2条 農業委員会の委員の定数は、 <u>24</u> 人とする。	(定数) 第2条 農業委員会の委員の定数は、 <u>19</u> 人とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。

（準備行為）

2 宇和島市農業委員会の委員の任命をするために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。